

第 3 2 回 農 地 部 会
議 事 録

期 日

平成 2 9 年 3 月 1 0 日 開 会

平成 2 9 年 3 月 1 0 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成29年3月10日(金)午前9時30分 米沢市農業委員会第32回農地部会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員(15名)

1番 吉田健二 委員	7番 中根友裕 委員	15番 伊藤精司 委員
2番 大橋久芳 委員	8番 高橋信夫 委員	16番 高橋秀治 委員
3番 佐藤健一 委員	9番 鈴木孝一 委員	18番 石川正義 委員
4番 高橋祐弘 委員	10番 佐久間英之 委員	
5番 二宮啓一 委員	11番 上村貞義 委員	
6番 長谷部秀昭 委員	14番 安部輝雄 委員	

欠席通告委員(3名)

12番 中村圭介 委員	13番 菅野英一郎 委員	17番 大野澤進 委員
-------------	--------------	-------------

遅刻通告委員

なし

部会委員以外の出席委員

なし

部会委員以外の出席者

なし

会議に出席した事務局職員(4名)

農地主査	戸田美恵子
主査	佐藤秀洋
主査	水谷春栄
主事	渡部史紀

会議に付議した事項

- 報第 1 号 非農地証明の報告について
- 議第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について
- 議第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対する許可処分について
- 議第 3 号 農用地利用集積計画について
- 議第 4 号 平成 2 9 年度 下限面積（別段面積）の設定について

開 会 午前9時25分

議 長

おはようございます。

まだ時間前ですが、部会を進めさせていただきます。

米沢牛のG I商標化を受けたというようなことで、地域的表示とかという
ようなことで、これからは世界の米沢牛というような形での販売が確立され
ていくのではないかとこのように期待しているところです。

また、三寒四温、この節、大変暖かい日と寒い日が交互に来るとい
うようなことで、大変体調管理には十分気をつけていただきながら、私も風邪を引
いて、久しぶりに、何年ぶりに風邪を引いたんですが、大変熱が出て、寒気
がして、とても大変でした。皆様方におかれましても、十分気をつけていた
だきながら、委員活動に励んでほしいものです。

では、早速部会のほうを進めさせていただきます。

本日、3名の、大野澤委員、中村圭介委員、菅野英一郎委員が欠席とい
うようなことで報告がありました。

本日の出席委員は18名中15名であり、去る3月8日に通知しました第
32回農地部会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、16番高橋秀治委員、18番石川正義委員を
指名いたします。

では、早速「農業委員憲章」の唱和をお願いいたします。きょうは14番
安部輝雄委員をお願いいたします。

(唱和)

早速議事に入りますが、その前に議案の訂正や議事運営について事務局か
らありませんか。

戸田農地主査

(挙手)

議 長

戸田主査。

戸田農地主査

議案の訂正はありませんので、よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。
議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

渡部主事

(挙手)

議 長

渡部主事。

渡部主事

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採
草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号51号から54号の計4件で、田4筆 402.49㎡、畑3筆
520㎡、合計7筆、928.49㎡です。

受理番号51号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地等の
表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から雑種地への転用です。
転用年月日は昭和48年以降です。申請理由は、昭和48年以降の土地改良

後は耕作しておらず、雑種地となっているためです。

受理番号52号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は平成元年7月14日、平成元年ごろです。申請理由は、平成元年7月14日付け指令東置地（農）第198号で転用許可を得ているため（131-4について）。平成元年ごろより庭として使用し始めたためです。（139-1、140-3について）

受理番号53号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和54年9月8日です。申請理由は、法人と賃貸契約を交わし、当該会社が建物を建設、現在に至るためです。

受理番号54号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は昭和43年12月ごろです。申請理由は、当該地及び隣接地には、昭和43年12月に住宅を建築しており、すでに宅地として利用され相当期間が経過しているためです。

以上、よろしく申し上げます。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

それでは、受理番号119号から122号までを上程いたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

水谷主査
議 長
水谷主査

（挙手）

水谷主査。

議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請があったので、その可否を委員会に求めます。

受理番号119号から122号までの計4件です。申請人及び土地等の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田18筆 21,087.00㎡、畑50筆 21,484.00㎡、計68筆 42,571.00㎡です。

受理番号119号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号120号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金受給のための

使用貸借再設定です。

受理番号121号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号122号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

以上、ご審議のほうよろしくお願いいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。
では、119号。

2 番 (大橋久芳委員 挙手)

議 長 大橋委員。

2 番 2番大橋です。

119号について説明いたします。

○○○○さんのほうに確認をしてまいりました。この田んぼは、△△さんの田んぼが○○さんの田んぼの中に若干ですがあるというようなことで、前から耕作していらっしゃるとのことでしたが、今回、売買で全部自分の、○○さんの土地にしたいというようなことで、売買ということになったそうでございます。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 120号。

6 番 (長谷部秀昭委員 挙手)

議 長 長谷部委員。

6 番 6番長谷部です。

120号を説明いたします。

安部賢二委員の案件になります。農事相談の折に本人から直接聞き取りをしましたところ、全部耕作しているということで、また再設定でありますので、よろしくお願いいたします。

議 長 121号。

10 番 (佐久間英之委員 挙手)

議 長 佐久間委員お願いします。

10 番 10番佐久間です。

121号について説明を申し上げます。

今回、○○○○さんと△△△△さん、3条の賃貸というようなことでありますけれども、今までも集積のほうで契約をしていらっしゃってまして、貸人、借人とも変わりはないというようなことであります。よろしく申し上げます。

議 長 122号。

4 番 (高橋信夫委員 挙手)

議 長 高橋祐弘委員。
4 番 4 番高橋です。
受理番号122号についてご説明申し上げます。
この案件も、今まで集積での貸し借りを結んでいたわけで、解約後は3条での申請ということで、〇〇〇〇さん、△△△△さんということで、問題ないと思われまので、よろしくご審議お願いします。

議 長 それでは、受理番号119号から122号までについて、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号119号から122号までについて、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号119号から122号までについて、許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
それでは、受理番号53号から56号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)
議 長 渡部主事。
渡部主事 議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による売買または賃貸借等による農地の転用申請について、受理番号53号から56号の計4件で、田5筆 1,793㎡、畑2筆 1,144㎡、合計7筆 2,937㎡です。
受理番号53号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設のためです。こちらは1種農地で、集落接続です。
受理番号54号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は建売分譲(4棟)の建設のためです。こちらは3種農地で、インターチェンジから300m以内です。
受理番号55号 貸人 〇〇〇〇 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は店舗の建設及び駐車場敷地の造成のためです。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。
受理番号56号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△ △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設のためです。こちらは第1種農地で、集落接続です。
以上、よろしく申し上げます。

- 議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。
では、受理番号53号についてお願いいたします。
- 9 番 (鈴木孝一委員 挙手)
- 議 長 鈴木委員。
- 9 番 受理番号53号について説明させていただきます。
3月3日、〇〇〇〇氏に会いながら確認してまいりました。
なお、〇〇〇〇さんと△△△△君は、〇〇さんの娘さんが嫁がれたところ
の旦那様というようなことでの親戚関係ということになりまして、この件に
つきましては、12月に農振除外というようなことで申請され、そちらのほ
うの除外認可も得ている場所でございます。
なお、圃場のほうの地図等も添付されてありますので、本宅の南側の部分
が畑になりまして、その部分に娘さんたちの家族のうちを建てるというよ
うなことでの内容でございます。
なお、現地確認した際、雪もありますが、事前着工はしていないというよ
うなことで確認してまいりましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいた
します。以上でございます。
- 議 長 54号。
- 1 8 番 (石川正義委員 挙手)
- 議 長 はい。
- 1 8 番 18番石川です。
54号についてご説明申し上げます。
以前に、〇〇さんのほうに行って話を聞いてきました。ちょうど右上のほ
うが△△インターチェンジというようなことで、すばらしい場所ございま
した。ここも、この申請箇所のうち上も、これも〇〇〇〇号の側道、54
号って書いてあるところが今建設中の道路でございます。そういった中にお
いての申請だったわけなんです、農事相談でも指摘されたわけなんです、
ちょうどこの斜線の上が残地、余剰地が残るのではないかと指摘もござ
いしましたが、事務局との話で、ここに対しては旧態の写真から撮るとこう
なると。しかし、現況はこうでないというようなことで、本人のほうも確認
いたしまして、問題ない。そしてまた、今現在、雪があるために、現況につ
いても行ってきましたが、事前着工のそういった形もないというようなこと
で、ご審議のほどをよろしくお願ひしたいと思います。以上です。
- 議 長 55号。
- 8 番 (高橋信夫委員 挙手)
- 議 長 高橋委員。
- 8 番 8番高橋です。
55号についてご説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇地内なのですが、先月この土地の北側が農地法4条申請した土地です。同じ申請者の△△さんが申請した土地であります。

3月4日に△△さんにお会いして確認してまいりました。

この申請地、〇〇〇〇が店舗建設及び駐車場の造成をするということです。事前着工等はございませんでした。問題ないと思われまます。よろしくお願ひします。

議 長
3 番
議 長
3 番

56号。

(佐藤健一委員 挙手)

佐藤委員。

3番佐藤です。

56号をご説明申し上げます。

貸人と借人の関係については親子でありまして、息子さん夫婦が現在アパート住まいをしている状況で、〇〇さんの話ですと、今度息子さんたちが同じ〇〇さんの屋敷内の畑に自宅を建てるといようなことでの申請になったといようなことでもあります。特に市道沿いの屋敷内の中の畑地ということでもありますので、特に問題ないかと思ひますので、よろしくご審議お願ひしたいと思ひます。

議 長

ただいまの受理番号53号から56号について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号53号から56号について許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号53号から56号について許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

2 番

(大橋久芳委員 挙手)

議 長

大橋委員。

2 番

私の案件がございますので、退席いたします。

(大橋久芳委員 退室)

議 長

それでは、受理番号15号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

佐藤主査

(挙手)

議 長

佐藤主査。

佐藤主査

議第3号 農用地利用集積計画についてのうち、受理番号15号について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号第15号は相対による賃貸借権の再設定でございます。

貸人 ○○○○氏より借人 大橋久芳委員へ、土地等詳細につきましては記載のとおりでございます。

この筆数、地積につきましては、田のみ2筆 3, 037㎡、よって合計も同一でございます。

こちらの案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。
全委員 なし。

議長 ないので、受理番号15号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号15号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

(大橋久芳委員 入室)

議長 それでは、受理番号15号を除く受理番号1号から22号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

佐藤主査 (挙手)

議長 佐藤主査。

佐藤主査 農用地利用集積計画について、先に上程となりました受理番号15号を除く案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

本議案につきましては、先に上程となった案件を除きます受理番号1号から22号までの計21件でございます。

内訳は、相対による新規の賃貸借権設定2件、再設定19件でございます。

この筆数、地積につきましては、田のみ105筆 127, 860㎡、よって合計も同一でございます。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきまし

ては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号8号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号16号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号18号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号20号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号21号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号22号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

各案件とも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長
1 8 番
議 長
1 8 番

ただいまの事務局の説明について、意見並びに質問ありませんか。

(石川正義委員 挙手)

石川委員。

18番石川です。

地区のことでちょっとお尋ね、そしてまた、賃貸料についてお尋ねしますが、2番の〇〇地区、そして20番も〇〇地区、21番〇〇地区というようなことで、この件に関してなんです、10a当たりの賃借料が20,000円と、片や12,000円というようなことで、平均的にも若干、米沢市としてもこの単価が若干高いように思いますが、そしてまた、同じ〇〇地区でも、12,000円と20,000円というようなことで、開きあると思いますが、その辺どのようになったか、ちょっとお願いしたいと思います。

4 番
議 長
4 番

(高橋祐弘委員 挙手)

高橋委員。

4番高橋でございます。

今、石川委員のご質問ということで、〇〇地区の案件、開きがあるんじゃないかという質問でございます。それに関しましては、20,000円のほうは、△△△△さんがお借りしているところで、土地的条件というか、条件がいいところということで、20,000円の単価になっておると思います。

そして、20番、21番、そして22番とありますが、そこでもやっぱり21番と22番の案件につきましては、借人、貸人の、お互いの合意の上で話を決めてきた内容の、再設定でございますので、そして22番に関しては、やっぱり条件の悪いところということで、私としてもその間に入ってどうのこうのって言えないもので、2人の合意のもとで上がってきた単価でございますので、よろしくお願いしたいと思います。(「はい、わかりました」の声あり)

議 長
全 委 員
議 長

そのほか、質問、意見、ございませんか。ありませんか。

なし。

ないので、受理番号15号を除く受理番号1号から22号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号15号を除く受理番号1号から22号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第4号 平成29年度 下限面積(別段面積)の設定について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

戸田農地主査
議 長
戸田農地主査

(挙手)

戸田主査。

議第4号 平成29年度 下限面積(別段面積)の設定についての説明をさせていただきます。

下限面積は、農地法第3条第2項第5号で定められている面積であり、北海道では2ha、都道府県では50aとされております。平成21年の農地法改正により、地域の実情に合わせ、農林水産省で定める基準に従い、これ

らの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは農地法第3条第2項第5号の別段面積として設定できることになっております。

このことから、米沢市農業委員会では、平成27年度の部会において審議した結果、農地法施行規則第17条第2項の基準を適用させて、50aを30aに引き下げたところでした。

国で示す農業委員会の適正な事務の中において、別段の面積の設定、または修正の必要性については、毎年農業委員会の中で審議をし、公表することとされております。したがって、平成29年度の下限面積（別段面積）について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ということで、各地区、前回の相談日の折、ある程度の方針等、話し合ってきたと思いますが、そのことをブロック別って言ったらかわいけれども、代表者の方にここで発表していただくというふうなことで、話の取りまとめをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、第1のほうから、ブロックのほう、代表者。

6 番 (長谷部秀昭委員 挙手)

議 長 長谷部委員。

6 番 6番長谷部です。

前回から3反歩になったわけですが、やっぱり新規就農には取り組みやすいということで、まだ3反歩ということで話がありました。

議 長 では、第2ブロックのほう、代表者。

4 番 (高橋祐弘委員 挙手)

議 長 高橋委員。

4 番 4番高橋でございます。

第2ブロックということで、上郷地区の農事相談の折に皆さんでお話しした結果ということで、27年度の部会で決定した30aということで、年数も3年目ということで、あと新規就農者の要望が10aとか20aでもお願いするという声もないようなので、同じく30aで様子を見たらどうかということで決まりました。よろしく申し上げます。

議 長 では、第3ブロック。

3 番 (佐藤健一委員 挙手)

議 長 佐藤委員。

3 番 それでは、農事相談の折、本来、農事相談、2地区になるんですけども、現在、1カ所の場所で農事相談をしているということで、第3ブロック内の話し合いをさせていただきました。

特に、ほかのブロックでも同じように、27年度に50aから30aに下限面積を下げたというようなことで、特にそれ以降、問題出ていないというようなことで、別段面積については、現状どおりの30aというようなことがいってないかというようなことであります。

議長 ということ、各地区の声としては、現状どおりの30aでいいのではないかという意見が多数でした。

そのように決定させてもらってよろしいでしょうか。

18番議長 (石川正義委員 挙手)

はい。

18番

18番石川ですが、それに基づいての補足説明なんです、第3ブロック。

それに対して、現状維持なわけなんです、非常に多く出たのが、空き家対策に付随している農地というようなことで、これは以前にも話はしていましたが、今回、第3のほうでは、そちらのほうもかなり大きく出たわけなんです、今回の場合は30aに統一。

しかしながら、今現況においては、空き家対策の問題もかなりある。それに付随した農地をどうすべきかと。じゃあ下げるべきか、今までどおりですと、新規就農とみなした形での就農・営農計画を提出しながら、3年間見守るというようなことでしたが、果たしてそれでよいのかというようなことも出ましたけれども、やはり今後の課題というように、今回の場合は30aというようにございしますが、その辺も委員の皆さんは十二分に頭においていただきながら、周辺の空き家対策、これは農業委員会の問題ではございませんが、農林課、あるいは農業行政との懸念からも、そういった意味合いで頭の中に把握していただきたいというのが共通テーマではないかと思っておりますので、その辺もよろしくをお願いします。

議長 ということ、特段の配慮も必要だという考え方でいいですか。石川議員。(「はい」の声あり)

ということで、下限面積においては、30a、現行どおりで決定させていただくということよろしいでしょうか。

全委員 議長 はい。

議長 その内容等においては、もう少し検討しながら進めなければいけないというところもあると。この空き家対策というように、これに関しては、今後検討させていただくような形でいくというように。

では、この下限面積においては、30a、現状どおりで維持していくというように決定させていただきます。

議長 それでは、議第4号 平成29年度 下限面積の設定について、30aとすることに異議ありませんか。

全委員 議長 異議なし。

議長 異議がないので、議第4号 平成29年度 下限面積(別段面積)の設定について、30aとすることに決定いたしました。

以上で本日提案いたしました議案について全て審議終了しましたが、ほかに何かありませんか。

全委員 なし。

議 長 ないようですので、これで第32回農地部会を閉会いたします。

閉 会 午前10時00分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成29年3月10日（金）

米沢市農業委員会

農地部会長

.....

議事録署名委員

.....

議事録署名委員

.....